

# 婚姻費用分担調停申立ての際の注意事項

## 1 婚姻費用分担調停の申立て

### (1) 管轄

婚姻費用分担調停を申し立てるためには、申立書を作成して家庭裁判所に提出する必要があります。原則として、相手方が実際に居住している地域にある家庭裁判所に申し立てます。詳しいことはその地域の家庭裁判所にお尋ねください(なお、広島家庭裁判所本庁に申立てをすることができるのは、相手方が、広島市全区、廿日市市、東広島市、大竹市、安芸高田市のうち八千代支所の所管区域、三原市のうち大和支所の所管区域、安芸郡、山県郡に住んでいる場合です。)。

### (2) 添付書類

申立てのためには、原則として、次のものが必要です。

ア 申立書(申立人の認印が必要です。)及びそのコピー(コピーはご自身で準備してください。)

※複写式の申立用紙を使用する場合は、1枚目と2枚目をご提出ください。3枚目は控えとしてお手元にお持ちください。

イ 事情説明書、進行に関する照会回答書、送達場所等届出書(コピーは不要です。)

ウ 収入印紙(1200円分)

エ 郵便切手(140円切手1枚、84円切手6枚、10円切手6枚の合計704円分)

※ 手続の進行に応じて、郵便切手の追加をお願いする場合があります。

オ 夫婦の戸籍謄本1通(本籍地の市区町村役場で取得できます。)

カ 夫婦それぞれの最新の収入資料(例えば、源泉徴収票、所得証明書、直近3か月以上の給与明細、賞与明細書、確定申告書(控)等が考えられます。)のコピー各1通

※ 戸籍謄本は3ヶ月以内のものでお願いします。

## 2 申立書に記入する内容

申立書には申立ての趣旨と理由を記入していただくことになります。申立ての趣旨には、婚姻費用として毎月いくらの支払いを希望するのか記入し該当部分にチェックを入れてください。申立ての理由には、同居・別居に関する事項を記入するほか、現在の婚姻費用の取決めの状況、支払状況を記入し該当部分にチェックをしてください。

### ※ 審判で申し立てる場合の注意事項

- 1 婚姻費用分担申立ては、審判で申立てをすることも可能ですが、その場合の管轄は、夫または妻が実際に居住している地域にある家庭裁判所になります。夫の住所地にある家庭裁判所と妻の住所地にある家庭裁判所が異なる場合、いずれの家庭裁判所に申し立てるかは申立人が選択することになります。
- 2 審判で申し立てる場合には、1089円分の郵便切手2組を追加して提出してください。

問い合わせ先

〒730-0012 広島市中区上八丁堀1-6

広島家庭裁判所受付係

082-228-0561